



控 訴 状

平成30年4月4日

大阪高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 水 野 武 夫  
同 濱 和 哲



〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20番地

控 訴 人 向 日 市  
代 表 者 市 長 安 田 守

〒541-0041 大阪府中央区北浜3丁目7番12号

京阪御堂筋ビル8階 共栄法律事務所 (送達場所)

電 話 06-6222-5755

FAX 06-6222-5788

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 水 野 武 夫  
弁 護 士 濱 和 哲

〒610-1111 京都市西京区大枝東長町2番地3

被 控 訴 人 洛 西 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 清 水 章

〒610-1111 京都市西京区大枝東長町2番地34

被控訴人 株式会社大高  
代表者代表取締役 辻 本 優 也

〒125-0041 東京都葛飾区東金町1丁目38番2号

被控訴人 エバタ株式会社  
代表者代表取締役 西 田 裕 俊

〒105-0014 東京都港区芝二丁目5番10号

被控訴人 東ソー・ニッケミ株式会社  
代表者代表取締役 糟 谷 幸 則

〒612-8485 京都市伏見区羽東師志水町50番地

被控訴人 株式会社上野建設  
代表者代表取締役 上 野 伊 佐 男

〒387-0014 長野県千曲市大字打沢163番地の5

被控訴人 みすゞ産業株式会社  
代表者代表取締役 大 日 野 亮

損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 金1億4898万2950円

貼用印紙額 金70万0500円

上記当事者間の京都地方裁判所平成23年(ワ)第2500号損害賠償請求事件、及び同平成24年(ワ)第2190号損害賠償請求事件、並びに同平成24年(ワ)第4037号損害賠償請求事件について、平成30年3月23日判決の言渡があり、同日判決正本の送達を受けたが、全部不服であるから控訴を提起する。

### 原 判 決 の 表 示

#### 主 文

- 1 被告東ソー・ニッケミ及び被告みすゞ産業は、原告に対し、連帯して、8165万1250円及びこれに対する平成21年7月23日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告東ソー・ニッケミ及び被告みすゞ産業に対するその余の請求及びその余の被告らに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告に生じた費用の6分の2と被告東ソー・ニッケミ及び被告みすゞ産業に生じた費用とを2分し、その1を原告の負担とし、その余を上記被告らの負担とし、原告に生じたその余の費用とその余の被告らに生じた費用を原告の負担とする。
- 4 この判決の1項は仮に執行することができる。

#### 控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、1億4898万2950円及びこれに対する平成21年7月23日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第1審、2審とも被控訴人らの負担とする。  
との判決を求める。

## 控 訴 の 理 由

追って、控訴理由書をもって明らかにする。

## 添 付 書 類

- |   |           |    |
|---|-----------|----|
| 1 | 訴訟委任状     | 1通 |
| 2 | 履歴事項全部証明書 | 6通 |
| 3 | 議決証明書     | 1通 |

以 上